山 梨 県 公 報 第二千六百八十四号	第7号 村立の二のうに今の一村立を加える。	等で兼式のこのでは、一条では、口につる
平成二十九年三月三十日		

Ш

第6号様式の3 (第14条の3関係)

		とができる。	日又は月の記載を省略することができる。	月の記載	- 1	きない場	により特)	あること等	相当以前で	が請求を行う時から相当以前である	猫」		(注) 「介護が必要と	æ
			□不承認		年 月 日	分~ 時 分	平	午後	<u> </u>	一人の街(田 水 <u>八</u> 口	月	年	
			□承認			分~ 時 分	郡	午前		毎日	日から口	月	年	
			□不承認		H L	分~ 時 分	平	午後	<u> </u>	その街(日まで口	月	年	
			□承認			分~ 時 分	郡	午前		毎日	日から口	川	年	
			□不承認		十 上	分~ 時 分	郡	午後)	コその他(日まで口	Я	年	
			□承認			分~ 時 分	郡	午前		毎日	日から口	Д	年	
			□不承認		+ 4	分~ 時 分	帮	午後)	その他(日まで口	Я	年	Γ
			□承認		-	分~ 時 分	專	午前		毎日	日から口	Д	年	
			□不承認		# H	分~ 時 分	畢	午後)	その他(П	Я	年	Γ
			□承認		-	分~ 時 分	郡	午前		毎日	日から口	Я	年	
			□不承認		中 上	分~ 時 分	畢	午後)	□その他 (月	年	Г
			□承認		-	分~ 時 分	棏	午前		毎日	日から口	Д	年	
			□不承認		+	分~ 時 分	時	午後)]その他(日まべ口	Я	年	Π
			□承認		=	分~ 時 分	時	午前		毎日	日から口	Д	年	
		の印	四阳		年月日	買	冉				月 F	年		
備老		決裁者	印承認の	本人印	計水				期間	*\ O	請			Т
	裁	栄		*	*								*	*
								Ÿ	田針	年 月	日から	月	年	Γ
												年の期間	連続する3年	7#1
									Ш	Я	年			
							}			た時期	となる 番水	介護が必要		
						一様の内容	文の 製水 大の 製べ		□別居	口同居	別居	同·另	9 4 7	
						者の状態	要介護				柄	続		ol. WE
							※ 				名	T T	(H >\frac{1}{2}
										りする。)	人又は押印	職員が記	(※印の欄は職員が記入又は押印する。	1_
(継	(共名)	(戦)		(所属)	簿 ————————————————————————————————————	時間願忿	介護							
	1	/ mtd. /		i D	7					7	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3	

(¾ €																													*
(※印の欄は職員が記入又は押印する。	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	平	年	年	年	年	年			
職員が	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	Я	月	月	Я	Я	Я	月	月	月	Я	月	月	月	月	年		
EXXI:	日まる	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まべ	日から	日まべ	日から	日まで	日から	でギロ	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まべ	日から	日まで	日から	月		
推印す	で口その	日毎日	ご口その	日毎日	で口その他	日毎日	で口その他	5 口毎日	* 口その他	日毎日	で口その色	日毎日	い口その街	日毎日	・口その他	日毎日	い口その街	日毎日	・口その他	日毎日	、口その他	日毎日	* 口その他	口毎日		日毎日	Н	調業	
که پ	その他(Н	7色(Н	7色(Е	7色(Ш	7色(Н)他(Н)他(Е)他(E) (E)他(Е)他(F) 街 (E)他(H		0	
)		J)))))))))))			期間	
	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前			
) 時	前 時	き 時	前 時) 時	前 時	後時	前時	き 時	前 時	き 時	前 時	き 時	fi 時	長 時) 時	き 時	前時	長時	前 時	き時) 時	き 時	j 時	時	j 時	帮		
	分~	分~	分~	分~	分~	分~	分~	<i>☆</i> ~	<i>分</i> ∼	分 ∼	分~	分~	<i>分</i> ∼	分~	分~	%~	分~	<i>分</i> ∼	分~	\mathcal{H}^{\sim}	分~	分 ∼	分~	分 ∼	分~	\mathcal{H}^{\sim}	픨		
	時 分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時分	時分	時 分	時 分	時 分	時分	時分	時 分	時分	時 分	時分	時分	時分			
		年 日	١.	年日	١.	年日	١.	用用	Ι.	H H	Ι.	Ĥ	١.	Ĥ H		Ĥ H	Ι.	年	١.	年日		在田	١.	年 日	ı	年 日	年月日	請求	*
	I	<u> </u>	I	П	1	Π	I	П	I		I		I	П	I	П	I		I	II	I		I	П	I	Π		本人印	*
	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	可否	1 承認の	
	90		90		ĢC.		90		50		J.		,		, d		,		, i		90		, , c		7-		の印	決裁者	決
																													裁
																												亷	
																												淅	

																														>
平	- 1	年	年	年	平	- 1	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	平	年		
Д	1 2	ш	月	月	H	1 2	Ы	月	月	Я	月	Я	Д	Я	Д	Д	月	Я	Д	Э	Д	Я	Я	Д	Л	Я	且	月	 	
ま が が	. i	日から	まがで	日から	が新田	I I	日から	で楽日	日から	日まべ	日から	日まで	日から	日まで	日から	りギロ	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	ш	休暇の取消し等の期間	
年月日まで午後	- 13	年前	午後	午前	午後		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前		し等の期間	
平		罪	專	帮	平		平	乖	帮	再	冄	帮	冉	平	冉	郡	再	郡	冉	帮	冉	帮	專	再	時	郡	华	华	二	
<i>分</i> ∼		\$~	分~	} ~	分~		分~	\Re	<i>分</i> ∼	分~	分~	分 ∼	☆ ~	分~	<i>⇔</i> €	分~	<i>分</i> ∼	分~	<i>分</i> ∼	<i>分</i> ∼	<i>分</i> ∼	<i>分</i> ∼	\mathcal{H}^{\sim}	<i>分</i> ∼	分~	<i>分</i> ∼	\Re	三		
時分		中中	時 分	時分	時分		時 分	時分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分			
																											-		本人印	
																												の印] 決裁者	
													,				-												VIII	#
																													允	ŧ
																													**	

附 則

この訓令は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第五号

育 所

埋蔵文化財センター

県総合教育センター

立 校

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋

守

次のように改正する。 山梨県教育事務所処務規程(昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

を加える。 規定による」を削り、「部分休業」の下に「(育児に係るものに限る。)及び介護時間 第六条第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の

第四十条の二の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第四十条の三 所員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、 願簿(第二十一号様式の三)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。 介護時間

2 前項の規定にかかわらず、所長は、介護時間願簿により介護時間を得るものとし、 あらかじめ教育長に届け出なければならない。

3 第三十二条第三項の規定は、介護時間願簿にこれを準用する。

第二十一号様式の二を次のように改める。

Ш

第21号様式の2 (第40条の2関係)

				介護休暇願簿	(所属) (職	X;)	(氏名)	(徭
	は職員が記入又は	(又は押印する。)		ſ				
**	氏 名			※要介護者の状態及び具体的な	りな介護の内容			()
要 介護者 (7) 関	続柄							
je H	同・別居	口同居	口别居					
	介護が必要となった時期	なった時期						
		年 月	Ш					

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

_		10/		
備 地	年 月 日から 年 月 日まで	#出の期間		
		※※決裁者申出日 本人印 の印	第	
		※ 本人印	第1回	
		決裁者 の印		
	月日	指定期間		
備考	年 月 日から 年 月 日まで	※ 申出の期間		指 定 期
		※※決裁者申出日 本人印 の印	第2回	間の
		※ 本人印	回	# E
		,,		・
	月日	指定期間		定
備光	年 月 日から 年 月 日まで	※ 申出の期間		
		⊕ ※	第	
		※ ※ 申出日 本人印	第3回	
		決裁者 の印		
	Я Н	指定期間		

光	l	年月年月	景彩		
	月 日から) 月 日まで	月 日から) 月 日まで	※延長・短縮 後の末日		
			#出日	雜	
			※ 本人印	第1回	
			決裁者 の印		
	Я в	Я П	延長・短縮後 の指定期間		
備考	(年月年月年月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	年月年月	※延長・短縮 後の末日		益
	日から) 日まで	日から) 日まで	・短縮 の末日		定期
			# * Et u	第	明の
			その末日 中出日 本人印	第2回	の延
			決裁者 の印		長・短
	日 K	Я П	延長・短縮後 の指定期間		縮
着老	年 月	(年月 年月	※延長		
	月 日から) 月 日まで	月 日から) 月 日まで	ш		
			世 ※	第	
			※ 本人印	第3回	
			決裁者 の印		
	Я н	Я П	延長・短縮後 の指定期間		

⁽注) 1 2

[「]指定期間」欄には通算した指定期間を記入する。(期間の通算は暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。) 決裁者は、申出の期間中に公務の運営に支障がある日が含まれている場合には、職員の指定期間が浪費されないよう、その日を除いて<u>1回の指定期間を指定</u>する。 (「備考」欄にはその旨及び除外する日を記入し、「指定期間」欄にはその日を除いて通算した期間を記入する。)

(* E																											*	
(※印の欄は職員が記入又は押印する。	平	年	年	平	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年				
職員が	Я	Я	月	Д	月	Д	月	Я	月	月	月	月	月	Д	月	Д	月	Д	月	月	月	月	月	月	年			
記人又	H H	日から	H	日力	田	日力	H H	دلا 🏻	H H	日カン	H H	日力	Ш Ж	ĦŻγ	H	دلا 日	Ш Ж	日か	Ш ЭН	יל 🗎	田	日から	Ш ЭН	در ا	Я			
は押印~	プロを	6 口毎日	ベロそ	ら口毎日		ら口毎日	ベロそ	日毎日		<u>0</u>	オロみ	6 □毎日	ベロそ	ら口毎	ベロそ	ら口毎	グロル	ら口毎	プログ	ら口毎	ベロそ	ら口毎	グロゲ	ら口毎	Н	請		
する。)	その他(Ш	その他(Ш]その他 (Ш]その他 (Ш	□その他(毎日]その他 (Ш	□その他(Ш	□その他(Ш	□その他(Ш	□その他(П	□その他(Ш	□その他(Ш		求 の		
)))))))		J)		<u> </u>))			期間		
	時	時	時	時	時	時	時	寺	時	時	時	時	時	平	専	冄	專	再	棏	寺	時	寺	丰	時		س		介
	等 分~	\$ 分~	* 分~	\$ 分~	等 分~	* 分~	\$ 分~	等 分~	等 分~	* 分~	\$ 分~	• 分~	等 分~	等 分~	\$ 分~	\$ 分~	\$ 分~	等 分~	第 分~	计分~	第 分~	* 分~	 分~	第 分~	再			護化
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時分	時分	時 分	時分	時 分	時分	時 分	墹			休暇
	時	Ħ	時	B	時	H	寺	H	寺	П	時	H	時	Ш	排	Ħ	時	Ħ	時	H	時	П	時	П	日・時間数			の請
	+			Ĥ	+		+			Ĥ		Ĥ		Ĥ		Ĥ		Ĥ	+			Ĥ	+	角	年月	丰	*	米
	Л				I			П	Л			ш Ш		ш ш		П		ш			l	п		II	Ш	*	*	· 承
												_		_												人到		図
]不承認	□承認]不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認]承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認]不承認	□承認	□不承認	□承認]不承認	□承認	I			
	2		50		50		70		2		Şu		30		90		94		94		9-		90		-	決裁者 印	;	
																										9		
					-																					鯆		
																										析		-
	L				<u> </u>						<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u></u>		<u></u>		<u> </u>		<u> </u>		(国	眠し	 ≩)

Ш

																	*		
种	年	年	弁	升	平	併	平	种	平	年	平	年	年	年	年				
且	月	月	月	川	月	且	月	Я	月	Я	月	Я	Я	Я	Я	1			
					_					-				_	П	木暇の			
日から	日まで	日から	1 # T	日から	日まで	日から	1 # T	日から	はまで	日から	が将田	日から	日まで	日から	ш	休暇の取消し等の期間			
																し等は			
時分	時 分	時 分	時分	時分	時分	時 分	時 分	時分	時分	時 分	時分	時 分	時分	時 分	冉	の期間			
分~ ₽	<i>分</i> ∼ 『	分~ ▮	<i>分</i> ~ ⊮	分~ ▮	分~ ▮	分~ ▮	分~ ▮	分~ ▮	分~ #	分~ ▮	分~ 1	分~ 1	<i>分</i> ~ ▮	分~ ▮	閆				
時 分	時 分	時 分	時分	時分	時 分	時 分	時 分	時 分	時分	時 分	時 分	時 分	時分	時 分					
															日・時間数				
Ш	帮	Ш	平	Ш	帮	Ш	帮	Ш	帮	Ш	帮	Ш	帮	Ш	問数	<u></u>	*	\Rightarrow	
																本人印	/• \	攤	
															の印	決裁者		朱	
																光	洪	퓺	
																		9	
																		取 i	
																		消し	
																	裁		
			-																
															3	症			
															,	淅			
					1								Ь			'EU I	E II	<u>}</u>	

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

帮

帮

谷

時時時時

\$~ \$~

時時時時時時

谷

分分

日時日時日時

年年年年年年年年

月月月月月月月月日

秊

\$\\ \partial \partial

分分

分~ 分~ 田 ま 人

郡

华

日から 日まで

時 時

平 平

分分分

日標

山 梨 県 公 報 第二千六百八十四号 平成二十九年三月三十日	第二十一号様式の二の次に次の一様式を加える。
11十日	
二五一	

Щ

		とができる。	月日 □本認 □不承認 □不承認 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	はは一	1 711	午前 時分 時分 午後 時分 時分 ごと等により特定できない場合には、	И	県に 下降で	日本日日の他(年 月 日から □毎日 年 月 日まで □その他()	L L	年 年 (注) 「介護な
			□ 承認		年月日	時分~	午前 午後	\bigcup	年日 その他(日 すら C C	月月	年 年
			□承認□不承認		年月日	時分~	午 前 (2)		毎日	日からし口	月月	年年
			□承認 □不承認		年月日	前 時分~ 時分 長 時分~ 時分	午前午後	<u> </u>	□毎日 □その他(日 ま う C C	月	年年
			□承認□不承認		年月日	□ 時分~ 時分○ 時分~ 時分	午前 午後	<u> </u>	毎日 ()その色(日 う ら り 日 日 り こ こ り に し こ り に り し し し し し し し し し し し し し し り し し し し し し し し し し し し し し し し し り こ り こ	Д	年年
			□承認□不承認		年月日	j	午前 午後)	毎日 その他(日 う な 日 う な 日	Д	年年
			□承認 □不承認		年月日	j 時分~ 時分	午前 午後)	毎日 その他(日から 日まで 口	月月	年年
		の印	四	-	月	時 間				Д H	年	
扩光	裁	決裁者	異認の	¥ ¥ <u>×</u>	** **			曲	*	<u> </u>		*
							まべ	Ш	年 月	日から	年の期間 月	連続する3 ¹ 年
								ш	った時期月	介護か必要となっ 年	1)護	
						※ 要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容		□別居		1	田	※ 要介護者に する事項
									叩する。)	(※印の欄は職員が記入又は押印する。	環員が	(※印の欄は
	(氏名)	(職)		(所属)		介護時間願簿						
									深	(第40条の3関係)	式の3 (第	第21号様式の3

五三

<u>×</u>																													*
(※印の欄は職員が記入又は押印する。	年	平	年	平	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	平	年	年	年			
は職員																													
量が記	H	H	月	月	月	A	月	H	Д	Ą	Я	Ħ	月	H	月	H	月	Ą	A	H	Д.	Ą	Д	H	月	H	年		
1XX	H H	日から	出光	日から	田光	日分日	Ш Ж	日かい	出光	日かい	H H	日から	出光	日から	田光	日から	出光	日から	田光	日から	Ш Ж	日から	Ш ЭН	日から	H H	日かい	月		
は押印	\frac{\pi}{\pi}	\Box	<u>√</u>	ら口角		6 		も 回	\(\begin{aligned} \times \\ \cdot \cdot \\ \cdot \cdot \\ \cdot \cdot \cdot \cdot \\ \cdot	ら 口 角	\frac{\sqrt{1}}{\sqrt{1}}			\Box	\frac{1}{\dagger}	\Box		\Box	<u>√</u>	\Box		\Box			\display	ら口毎	П	丰	
する。	口その他	日毎[□その他	日毎[口その他]毎日	口その他	日毎[口その他]毎日	口その他	日毎	口その他]毎日	口その他	日毎[口その他]毎日	口その他	日毎[口その他]毎日]その他]毎日	口その他	日争		*	
)	$\widehat{}$														(の期	
	<u> </u>)		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>)		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>			三	
	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	4	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	4	午前	4	午前	午後	午前	4	作前			
										午前									午後		午後				午後		時		
	時分~	時 分	時 分~	時分	時 分~	時 分~	時分	時 分	時 分~	時 分~	時 分~	時 分	時 分	時 分	時 分~	時 分~	時 分~	時 分~	時 分~	時 分~	時 分~	時分	時 分~	時 分~	時分	時分	围		
	平平	一時	平	一時	平	平	平平	平	平平	~ 平	~ 罪	平	平	平	平平	~ 時	平平	平	平	平	平	~ 乖	~ 罪	平	平	平	J		
	贫	分	分	分	分	Ħ	分	分	分	分	¥	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分			\•\
	† E		+ 7			H H	+		#	- 1	#		† E		+		† E		+		+	- 1	† E	ı	† H		年月日	罪	*
	I		Ξ				I				I		I		Ι		I		I		I	- 1	I		I		Ш	*	<u> </u>
																												本人印	*
	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	口不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	可否	承認の	
	,,,		,		J		, Ju		50		ÿ <u>u</u>		50		50		90		50		50		90		50		の印	決裁者	決
																												-1	裁
																													£ 45°
																												備	
																												析	
																										(1	- 11	無」	٠ ١

*																				-								
		平	平	件	年	平	年	平	年	平	年	年	年	年	平	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
	全	Я	Я	Д	月	Д	Я	月	Я	Н	月	月	Я	月						Я	Я	Я	Я	月	Д	Д	Д	I
	休暇の取消し等の期間	Ш	日から	日 ま 人	日から	日 ま い	日から	日まで	日から	まが	日から	日まべ	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	911	日から	日まで	日から]
	等の期間	П	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	
		帮	畢	郡	棏	平	冄	丰	冉	平	寺	時	畢	時	秊	專	畢	專	再	帮	帮	平	帮	平	≖	帮	冉	ŀ
		噩	分~	分~	分~	分~	%~	分~	<i>分</i> ∼	\mathcal{H}^{\sim}	%	\mathcal{H}^{\sim}	分 ~	\mathcal{H}^{\sim}	\mathcal{H}^{\sim}	分~	\mathcal{H}^{\sim}	分~	\mathcal{H}^{\sim}	<i>分</i> ∼	\mathcal{H}^{\sim}	分~	分 ∼	分~	分 ∼	\mathcal{H}^{\sim}	%	>
			郡	郡	時	郡	時	時	時	帮	帮	郡	平	專	帮	畢	平	쾓	帮	轉	畢	平	帮	平	平	再	時	F
*	本人印		分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	<u>></u>
H																												
決	決裁者	の印																										
裁																												
Щ																												
i i	ì																											
#	允																											
														<u> </u>		<u></u>			·			<u> </u>						

附 則

この訓令は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第六号

庁 般

埋蔵文化財センター

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋

守

の一部を次のように改正する。 山梨県埋蔵文化財センター処務規程(昭和五十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号)

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令

を加える。 規定による」を削り、 第六条第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律 「部分休業」の下に「(育児に係るものに限る。) 及び介護時間」 (平成三年法律第百十号)の

附 則

この訓令は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋

守

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

次のように改正する。 教育次長等専決規程 (昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を

を加える。 規定による」を削り、「部分休業」の下に「(育児に係るものに限る。)及び介護時間」 第五条第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の

附

この訓令は、 平成二 一十九年四月一日から施行する。

県公 報 第二千六百八十四号 平成二十九年三月三十日

Ш

梨

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四号

を次のように定める。 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 俣

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する

事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則 (平成十六年山梨県人

第五条第一項中「第四条第二項」を「第三条第一項」に改める。

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣

也

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

の一部を次のように改正する。 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

削る。 業技術センター、畜産酪農技術センター」に改め、「、畜産試験場、 別表第一研究職給料表の項中「工業技術センター、富士工業技術センター」を「産 酪農試験場」を

推進

監」の下に「、山岳安全対策

監」を加え、「、技術指導

監」を削り、「防災情報通 信熙」を「熙圅拈導熙」に改め、「、高度医療企画熙」を削り、「廃棄物対策企画熙」 別表第二イの表6級の項1中「、対於対照、、京存機論と関しを削り、「首共圏以報

五六

| 野」を「又は数|| 野」に改める。 「聖所堀」の下に「、 聖 た ′ ター 堀」 を 加え、 同表 7 級の 項 3 中 「

別表第二ホの表3級の項中「対所堀」の下に「、 些セソター堀」を加え、 同表4級

の項中「対所版」の下に「、四

たいター版」を加える。

派遣職員の

る条例第十 山梨県職員

別表第九中

派遣職員の派遣の期間

を

定する介護 勤務時間等

派遣の期間

に関する条例第十二条第一項に規 の勤務時間、 休暇の期間 一条第一項及び山梨県学校職員の 休日及び休暇に関す

> に改め、 同表中「介護休暇又は」を削る。

別表第十家畜保健衛生所の項中「一」を「二」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中

|指導検査監 総括工事検査監」を「総括工事検査監

に、 「介護保険指導監 を「介護保険指導監

政策企画監 安全対策監

に、 技術指導監」 保存整備監 を

「政策企画監 監査指導監」

高度医療企画監」

廃棄物対策企画監 を 「技術指導監 産業戦略企画監 に、「首都圏広報推進監」を

_ 山 首

に、 産業戦略企画監 指導検査監

都圏広報推進監 岳安全対策監 に、 「税務徴収企画監 防災情報通信監」 | を「税務徴収企画監」に、

緑化推進監 地域医療監

立地推進監

を 地域医療監 緑化推進監 森林企画監

に改め、 同部出先機関の項を削り、 同部東京事務所の項の次に

企業支援推進監_ 企業立地推進監

次のように加える。

大阪事務所 所長 五種

項を次のように改める。 別表第十二知事の事務部局の部工業技術センターの項及び富士工業技術センターの

産業技術センタ 所長 研究管理幹 副センター長 センター長 七種 八種 五種 種 (人事委員会が認める者にあつては七種) (人事委員会が認める者にあつては六種 (人事委員会が認める者にあつては四種)

次に次のように加える。 別表第十二知事の事務部局の部大阪事務所の項を削り、 同部家畜保健衛生所の項の

			Ž,	音産酪農技術セ
勤務する者)	次長	支所長	副所長	所長
七種	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)	六種	六種(人事委員会が認める者にあつては五種)	五種(人事委員会が認める者にあつては四種)

付主幹 める者にあつては六種 める者にあつては四種 学校づくり推進室長 会が認める者にあつては四種 つては六種 会が認める者にあつては四種) つては四種 (人事委員会が認める者にあつては四種 別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中 別表第十二知事の事務部局の部畜産試験場の項及び酪農試験場の項を削る。 に改め、同部総合教育センターの項中 研究管理幹 を「教育付主幹」に改め、 に改め、同部文学館の項中 八種(人事委員会が認める者にあつては七種) を を 次長 副所長 次長 副館長 を 同部美術館の項中 文化振興監」を「次長」に 六種 五種 五種 七種 次長 副館長 (人事委員会が認める者にあ (人事委員会が認める者にあ (人事委員会が認める者にあ 副所長 副館長 所長 五種 七種 (人事委員会が認 (人事委員会が認 五種 六種 五種 副館長 (人事委員 (人事委員 「新しい 教育庁 五種 第二条 第三条 号)の一部を次のように改正する。 (山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正) 号)の一部を次のように改正する。
 (山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正) 川南小学校 | 南巨摩郡早川町高住 休業の期間 志小学校 郡早川町保」に改め、 項に規定する介護休暇の期間 職員の勤務時間等に関する条例第 つては四種 別表第五中 別表第五中 別表第八の二級の項中 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八 一南都留郡道志村 に改める。 派遣職員の派遣の期間 大学院修学休業の期間 同表一級の項中「早川南小学校一南巨摩郡早川町高住 「早川中学校 道志小学校 に改める。 に改め、同表中「介護休暇又は」を削る。 |南都留郡道志村 」を「早川中学校|南巨摩 南巨摩郡早川町保 を を 期間 る条例第十 十二条第一 山梨県職員 山梨県学校 派遣職員の 大学院修学 を 道早

Ш

梨県公報

第二千六百八十四号

平成二十九年三月三十日

三五七

Ш

五八

派遣の期間

の勤務時間、 一条第一項に規定する介護休暇の 休日及び休暇に関す

> に改め、 同表中「介護休暇又は」を削る。

附 則

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員 長 小 俣 也

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則 (平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のよう

に改正する。

別表長野県の項を削る。

附 則

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

員 長 小 俣 也

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

に改正する。 寒冷地手当支給規則 (昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のよう

別表第一中 「伊那市」を削る。

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 也

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号) の一部

を次のように改正する。

炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。以下この号において」に改め、同項第二号の次に次 の一号を加える。 第四条第一項第二号(1)中「家畜伝染病(以下」を「家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、

三 家畜伝染病予防法第二条に規定する家畜伝染病のうち、 フルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと 口蹄疫、高病原性鳥イン

同条第二項中「二百九十円」を「、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に 殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した職員

定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

前項第一号及び第二号の作業 二百九十円

一 前項第三号の作業 三百八十円(著しく危険であると人事委員会が認める作業に 従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

「精神保健福祉センター

第五条第二項の表中 都留児童相談所 を「精神保健福祉センター」に改める。

第六条第一項中|畜産試験場又は酪農試験場」を|畜産酪農技術センター」に改める。

ー」に改め、「家畜保健衛生所」の下に「、畜産酪農技術センター」を加え、「、畜産試 第十二条第一項中「工業技術センター、富士工業技術センター」を「産業技術センタ 第九条第一項中「畜産試験場」を「畜産酪農技術センター」に改める

第十四条第一項中「、工業技術センター又は富士工業技術センター」を「又は産業技

験場、酪農試験場」を削る。

術センター」に改める。 第二十三条第一項を次のように改める。

研究所又は精神保健福祉センターに勤務し、 支給する。 保健衛生業務従事手当は、衛生薬務課、保健福祉事務所、 保健衛生に関する現業を行う職員に対して 林務環境事務所、 衛生環境

第二十五条の四第一項中 「砂防課」の下に「、建築住宅課」を加える

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

平成二十九年三月三十日期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)

高齢者部分休業」を加える。 第五条第二項第六号中「修学部分休業」の下に「又は法第二十六条の三の規定による

次に次の一号を加える。が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号のが三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間し、同項第十十分を同項第十二号と「又は法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業」を加え、同号を同項第十二号と第十二号と一、同項第十一号中「修学部分休業」の下に第十一条第二項中第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「修学部分休業」の下に

かつた全期間時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しな中間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しな十一職員勤務時間条例第十七条又は学校職員勤務時間条例第十八条の規定による介護

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

うに定める。 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のよ

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

「畜産酪農技術センター」に改める。(第六条第一項第三号ハ中「畜産課(八ケ岳牧場)、畜産試験場、酪農試験場」を

|項とし、同条に第一項として次の一項を加える。| 第八条の二の見出し中「制限」を「対象となる子及び職員」に改め、同条を同条第

る。 に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とす条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六は、児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他のは、児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の条例第八条の二第一項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者

第八条の四第一項第三号及び第四号を次のように改める。

- 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。
- 十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立」 当該請求に係る子が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第

Ш

第八条の四第一項に次の一号を加える

条の二第一項に規定する職員に該当しなくなつたこと。 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第八

第八条の四第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第八条の七第一項第四号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による 措置が解除されたこと。 審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。) 当該請求に係る子が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事

第八条の九第一項に次の二号を加える。

措置が解除されたこと。 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による 審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。) 当該請求に係る子が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事

条例第八条の三第二項又は第三項に規定する職員に該当しなくなつたこと。 第一号、 第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ

あるのは「ならない」」を削る。 条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」と らない。この場合において、条例第八条の三第二項の規定による請求に係る期間と同 用する同条第三項」を「準用する同条第二項又は第三項」に改め、「と、同項中「な 職員の親族」を「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」に、 の下に「でなくなつた」を加え、「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、 三号から第五号まで及び」に、「第一項又は」を「第一項から」に改め、「職員の子」 第八条の十一中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「第三号並びに」を「第 準

もの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同 家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護する 養育里親である者(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反す 法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る 託することができない者に限る。)を含む。)」を加える。 るため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委 第二十三条第三項中「親」の下に「(当該子について民法第八百十七条の二第一項

|要介護者」という。)」を |要介護者」に改める 一項中「日常生活を営むのに支障がある者 (以下この項及び次項

第三十条を次のように改める

第三十条 条例第十五条第一項に規定する職員の申出は、 以下同じ。)に記入して、任命権者に対し行わなければならない。 式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方 (以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を書面等 同項に規定する指定期間

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申 の指定期間を指定するものとする。 出による期間の初日から末日までの期間 (第五項において「申出の期間」という。)

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定 期間として指定することを希望する期間の末日を書面等に記入して、 の申出に限る。)に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を 期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定 短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、 し申し出なければならない。 任命権者に対 改めて指定

4 から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。 あつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出が

5 期間にわたり第三十四条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明ら 出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全 定期間を指定するものとする。 ことが明らかな日である場合は、 延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できない かである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第 項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日 これらの期間から当該日を除いた期間について指

指定期間の通算は、 月とする。 暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて

第三十条の次に次の二条を加える。

第三十条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

の時刻まで連続した四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を 一時間を単位とする介護休暇は、 一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業

受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を

(介護時間)

第三十条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

い時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。い時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しな二時間(育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しな 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した

二第一項」を加える。 休暇」の下に「又は介護時間」を、「条例第十五条第一項」の下に「又は第十五条の休暇」の下に「又は介護時間」を、「条例第十五条第一項」の下に「又は発表である。

供されるものをいう。以下同じ。)」を削る。することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に第三十六条中「(書面又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識

(山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正) 第四十条第二項中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

の一部を次のように改正する。 第二条 山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)

に限る。)を含む。以下この号において同じ。)」を加える。 第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、第二条の二の見出し及び同条中「条例第二条の二」を「条例第二条の三」に改め、

例第二条の二」を「条例第二条の三」に改める。第三条中「条例第三条第七号」を「条例第三条第八号」に改め、同条第一項中「条

阼 則

(施行期日)

(平成二十九年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定)

- る期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。 九年改正条例附則第二項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成二十
- 4 平成二十九年改正条例附則第二項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第4 平成二十九年改正条例附則第二項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第
- する。 った場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものと 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があ

6

を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないも関の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第三十四条ただし書の規定により介護休暇期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり山梨県職の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までのの規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの順におい第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間、第三項又は前項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間、第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年四月一

ら当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。 規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間か のとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の

7 第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことがで きる。

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 委員長 也

の一部を次のように改正する。 第七条の二の見出し中「制限」を「対象となる子及び職員」に改め、同条中「児童福

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十年山梨県人事委員会規則第四号)

以下同じ。)であつて、児童福祉法(」に、「第六条の二」を「第六条の二の二」に、 に、「にその子(各事業を利用する者に限る。)」を「で行う事業を利用するもの」に、 業における相互援助活動」を「同条第十四項に規定する事業における子育て援助活動」 祉法(」を「子(条例第九条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。 「赴く場合」を「赴く職員」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の 「児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十九条第三号に規定する事 一項を加える。

により委託されている当該児童とする。 児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定 里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反する は、児童福祉法 ため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該 条例第九条の二第一項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者 (昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一号に規定する養育

第七条の四第一項第三号及び第四号を次のように改める。

当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審 当該請求に係る子が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第

> 第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。 判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条

第七条の四第一項に次の一号を加える。

の二第一項に規定する職員に該当しなくなつたこと。 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第九条

第七条の四第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第七条の七第一項第四号を同条第五号とし、同項に次の一号を加える

判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は 解除されたこと。 養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が 当該請求に係る子が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審

第七条の九第一項に次の二号を加える。

儿 判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は 解除されたこと。 養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が 当該請求に係る子が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審

五

第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条 例第九条の三第二項又は第三項に規定する職員に該当しなくなつたこと。

号から第五号まで及び」に、「第一項又は」を「第一項から」に改め、「職員の子」の下 定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「なら の場合において、条例第九条の三第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規 条第三項」を「準用する同条第二項又は第三項」に改め、「と、同項中「ならない。こ 親族」を「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」に、「準用する同 に「でなくなつた」を加え、「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の 第七条の十一中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「第三号並びに」を

きない者に限る。)を含む。)」を加える。 の規定により、 ある者(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項 の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親で は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条 審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又 規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事 第二十二条第三項中「親」の下に「(当該子について民法第八百十七条の二第一項の 同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することがで

おいて「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。第二十三条の三第一項中「日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び次項に

第二十九条を次のように改める。

(介護休暇)

同じ。)に記入して、県教育委員会に対し行わなければならない。 作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式では平子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で、以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を書面等(書面又第二十九条 条例第十六条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間

- の指定期間を指定するものとする。
 申出による期間の初日から末日までの期間(第五項において「申出の期間」という。)
 2 県教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該
- 出なければならない。
 出なければならない。
 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮し
 ながしまびき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮し
 出に限る。)に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮し
 出なければならない。
 ながり、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期
 出なければならない。
- から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日4 県教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出
- 5 第二項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、それぞれ、申出の期間又は するものとする。
- 月とする。 6 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一

第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 て勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて時刻まで連続した四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受け 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の

(介護時間

第二十九条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間 「育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時 2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二

れるものをいう。以下同じ。)」を削る。ることができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さることができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ第三十五条中「(書面又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識す

を加える。
を加える。
を加える。
を加える。
を加える。
を加える。
を加える。
を加え、「条例第十六条第二項に規定する介護を必要とするの継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「(当該指定期間がる一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「介護を必要とす暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十六条第二項中「前項の」の下に「介護休順の業に、「の事業の関出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中第三十七条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中

第三十九条第二項中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

附則

(施行期日)

| 公布の日から施行する。| 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、

(平成二十九年改正条例附則第三項の規定による指定期間の指定)

2

Ш

梨

県公

報

- による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。 二十九年改正条例附則第三項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出3 県教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成
- 4 平成二十九年改正条例附則第三項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第4 平成二十九年改正条例附則第三項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第4 平成二十九年改正条例附則第三項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第
- のとする。があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するもがあった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の延長又は短縮の指定の申出5 県教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出
- 第三項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、それぞれ、平成二十九年四月一日から第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下この項において「施行日以後の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「施行日以後の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「施行日以後の申出があった場合の当該申出に係る末日まに基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日まである場合以後の申出の期間という。)又は同項の申出の期間(以下この項において「施行日以後の申出があった場合の当該申出に係る末日までは、施行日以後の申出の期間という。)又は同項の申出の期間(以下この項において「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出の期間(以下この項において「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出の期間(以下この項において「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出の期間の末日とすることを希望する日までは、第三項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、それぞれ、平成二十九年四月、第三項又は前項の規定によります。

(当情行為)

きる。 7 第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことがで

平成二十九年三月三十日山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

るものとする。 成十七年山梨県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定め 成十七年山梨県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定め、平 第一条 この規則は、山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平

(勤務しなかった時間の計算)

(力が上手引きに、)など見り互よ、 十分未満のときは切捨て、三十分以上のときは一時間として計算するものとする。 時間数によるものとし、その時間数に一時間未満の端数を生じた場合、その端数が三 与期間内における修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった全 第二条 条例第三条の規定により、職員の給与を減額する場合の時間の計算は、その給

務一時間当たりの給与額の算出)

第三条 勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給与月額は、給与を減額又は減第三条 勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給与月額は、その期間に限り減額された給与の月額とする。与額の算出の基礎となる給与月額は、その期間に限り減額された給与の月額とする。与額の算出の基礎となる給与月額は、その期間に限り減額された給与の月額とする。をだし、地方公務員法(昭和二名ものに限る。)とする。

(修学部分休業の申請等

を始めようとする日の一月前までに行うものとする。 第四条 修学部分休業の承認の請求は、修学部分休業承認申請書により、当該部分休業

- 認の取消し事由に該当するときは、修学状況変更届により届け出なければならない。4(修学部分休業をしている職員は、条例第四条第一号又は第二号に規定する休業の承
- は、修学部分休業の承認の取消同意書により得るものとする。 条例第四条第三号に規定する修学部分休業の承認の取消しについての職員の同意

4 あると認めるときは、当該申請を行った職員に対して証明書類の提出を求めることが できる。 任命権者は、 第一項の申請又は第二項の届出について、その内容を確認する必要が

(高齢者部分休業の申請等)

第五条 休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。 高齢者部分休業の承認の請求は、高齢者部分休業承認申請書により、 当該部分

- 2 条例第五条第四項に規定する休業時間の延長の申出は、高齢者部分休業時間延長承 認申請書により、休業時間の延長を始めようとする日の一週間前までに行うものとす
- 3 の職員の同意は、高齢者部分休業の承認の取消等同意書により得るものとする。 条例第七条に規定する高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮について
- 4 前条第四項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。

第六条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣

也

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号) の 一

部を次のように改正する。

委員会の項中「教育監」文化振興監」を「教育監」に改め、同表教育機関の項中「館長 別表知事の事務部局の項中「副所長」を「副所長 センター長」に改め、同表教育 副館長」を「副館長」に、「所長 副所長」を「副所長 次長」に改める。

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 俣

也

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程(昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号)の一

部を次のように改正する。

る。 第五十条中第七項を第八項とし、 第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加え

より、 職員は、職員勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、 あらかじめ願い出て承認を得なければならない。 介護時間願簿に

6

第九号の次に次の一号を加える。 第五十五条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、

十 介護時間願簿

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 俣

也

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。 山梨県人事委員会事務専決規程(昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号) の一部

同条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。 第二条第一項第三十七号ハ中「修業部分休業」の下に「及び高齢者部分休業」を加え、

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十九年三月三十日

山梨県公安委員会

Ш

梨

県 公

委員長 尾 方

恵

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

ように改正する。 山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部次の

第八条の二の表に次のように加える。

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地一、五七〇番二先まで山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地一、一六一番一先から	五二号 二十九 一般国道
二丁目四、九九八番先まで山梨県韮崎市水神二丁目四、九五二番先から山梨県韮崎市水神	(韮崎) 二八号 三十八 韮崎市道
韮崎市水神二丁目五、○六八番先まで山梨県韮崎市藤井町北下條字堂坂上二、一三九番先から山梨県	親 道茅野北杜韮崎 三十七 主要地方
崎市藤井町坂井字村ノ前五二七番三先まで山梨県韮崎市藤井町北下條字大原二、二一三番先から山梨県韮	(藤井)四六号三十六 韮崎市道
ルプス市宮沢字東宮沢一六〇番先まで山梨県南アルプス市戸田字中戸田二七九番六先から山梨県南ア	四号線 二十五 南アルプ
プス市戸田字中戸田一八九番先まで山梨県南アルプス市戸田字南戸田九五四番先から山梨県南アル	五号線 五号線 カーカー 南アルプ
県甲府市徳行三丁目一、二六九番一先まで山梨県中巨摩郡昭和町西条字中河原三、四〇一番一先から山梨	三十三 主要地方 三十三 主要地方
県甲斐市西八幡字戸田道下三、六六八番一先まで山梨県中巨摩郡昭和町西条字中河原三、四〇一番一先から山梨	三十二 主要地方 三十二 主要地方
中巨摩郡昭和町築地新居字大神七五一番二八先まで山梨県甲斐市西八幡字戸田道下三、六二九番一一先から山梨県	道甲斐中央線 三十一 主要地方
中巨摩郡昭和町築地新居字大島二、〇〇〇番一先まで山梨県中巨摩郡昭和町築地新田字新居巻一五番七先から山梨県	三十 昭和町道三

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

の適用については、なお従前の例による。「新細則」という。)第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則2.この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則(以下

その他

山梨県議会訓令甲第一号

平成二十九年三月三十日

山梨県議会議長 鈴 木 幹 夫

山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県議会事務局職員服務規程(昭和四十三年山梨県議会訓令甲第二号)の一部を次

のように改正する。

| 予述式の三)| を加える。| 飛員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に改め、「介護休暇願簿」の下に「(第八職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「、山梨県第十六条の二中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「、山梨県

の次に次の一条を加える。第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二号様式の三)」を加える。

(介護時間)

い出て承認を受けなければならない。 時間を得ようとするときは、介護時間願簿(第八号様式の四)により、あらかじめ願第十六条の三 職員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例による介護

第八号様式の三を次のように改める。

介護が必要となった時期 口同居 田 Ш 口别居 |※要介護者の状態及び具体的な介護の内容

 \Rightarrow

護

*

賬

赋

鄣

(所属)

(職)

(氏名)

(国

位		*			
備考	年 月 日から年 月 日まで	申出の期間			
		無出用	譲		
		※※決裁者申出日本人印の印	第1回		
		決裁者 の印			
	Я п	指定期間			
備考	年 月 日から 年 月 日まで	※ 申出の期間		指 定 期	-
	7,11	※※※※※	第	間の	
		※ 本人印	第2回	田田	
		決裁者 の印		•	
	ЯЯ	指定期間		指定	
備考	年 月 日から 年 月 日まで	#出の期間			
		# ※ EE III	第		
		#出日 本 人印	第3回		
		決裁者 の印			
	Я П	指定期間			

_	 								
(34-)	備老	年丿	(年)	年丿	(年)		※延長		
7.4.7.4.7.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4		月 日まで	三月 日から)	月 日まで	月 日から)	後の末日	※延長·短縮		
1911年 - 1911年		(1)		(1)		申出日	*	100	
ナば知した						申出日 本人印	*	第1回	
古り芸皿と						印の印	決裁者		
、台ストス				1		_			
١	 Į.	I		I		の指定期間	MD.		
スキイ目しよりする目06 村間用いなす業が目し 「場情より扱い独村場気の間間」	備考	年 月 目まで	(年月日から)	年 月 日まで	(年月日から)	後の末日	※延長・短縮		指定
一番性イ		3		(3)		申出日	*	角	期間
4帯41日1						後の末日 申出日 本人印 の印	*	第2回	間の延
おい期間は						の印	決裁者		長・短
30H54						の指定期間	延長・短縮後		縮
って1目とする)	備考	年 月 日まで	(年月日から)	年 月 日まで	(年月日から)	後の末日 申出日 本人印	※延長・短縮		
						申出日	*	第	
						本人印	*	第3回	
						の印	決裁者		
						の指定別用	延長・短縮後		

(注) 1

² 「指定期間」欄には通算した指定期間を記入する。(期間の通算は暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。) 決裁者は、申出の期間中に公務の運営に支障がある日が含まれている場合には、職員の指定期間が浪費されないよう、その日を除いて<u>1回の指定期間を指定</u>する。 (「備考」欄にはその旨及び除外する日を記入し、「指定期間」欄にはその日を除いて通算した期間を記入する。)

二六八

(※됨]																										*	
の欄は	平	年	年	年	年	种	年	弁	年	年	年	单	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年			
(※印の欄は職員が記入又は押印する。	Я	月	月	Я	月	Я	月	Д	Я	Я	月	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	年		
記人又	III H	רלג ∄	田	دلا 🏻	田州	دلا 🏻	III 9H	日かい	H H	د¢ ∃	田光	日か	田	日かい	H H	日から	田田	日から	H	日から	H	日から	田出	دلا 🖯	月		
は押印		<u>0</u>	\frac{\alpha}{\alpha}	<u>2</u>	\frac{\alpha}{\cup \cup \cup \cup \cup \cup \cup \cup	ら口毎日		<u>П</u>	<u> </u>	T	<u>ن</u>	Q,	Ÿ	<u>2,</u>	Ÿ		Ÿ		Ÿ		Ÿ		<u> </u>	<u>2</u>	Ш	計	
366	その他	毎日	その他	毎日	その他	田田	口その他	毎日	口その他	日毎日	口その他	日毎日	口その他	□毎日	口その他	日毎日	口その他	日毎日	口その他	日毎日	口その他	日毎日]その他	年日		素 の	
)			()		()		(()		((朔	
																										I	
	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	- 基 - 5	時 5	時 5	時~	時~	時~	時 5	時 /	時 /	時	時		介 護
	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	픨		***
	分	分	分	Ŕ	分	B	分	分	分	分	分	分	分	\(\)	分	(分	t	分	H	分	÷	· 分	(Ш		概
	苹	Ш	押	Ш	帮	Ш	平	ш	帮	Ш	再	ш	帮	Ш	平	ш	平	Ш	平	ш	帮	ш	平	Ш	·時間数		の請
	+	Ĥ		用	١.	角田		角田	Ι.	Ĥ H		Ĥ H	Ι.	角田	Ι.	Ĥ H	Ι.	角田	Ι.	Ĥ ш	Ι.	Ĥ H	Ι.	用田	年月	**************************************	*
				п		I		I						I		I		п	1			1		I	Ш	* *	・
									_																	人則	悶
	□不承認	□承認]不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	I	国の認実	
																										- 	
																										9	
																										備	
																										淅	
																									L,	<u> </u>	<u> </u> 船)

																										*
仲	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		
ш	Ш	Я	Д	Я	Я	月	Я	月	Я	Я	Я	Я	Я	月	月	用	月	月	月	月	月	月	月	月	1	
できま	日から	が発用	日から	がま田	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	Н	休暇の取消し等の期間	
乖	帮	棏	桿	帮	時	時	非	平	苹	平	時	帮	時	時	時	時	時	時 分~	冉	時 分~	平	時 分~	時 分	時)等の期間	
分~ 時 分	非	分~ 時 分	分~ 時 分	分~ 時 分	分~ 時 分	分~ 時 分	平	分~ 時 分	~ 時 分	分~ 時 分	~ 時 分	分~ 時 分	罝	1												
											ш		Ш		Ш				Ш		Ш			日・時間数		
7111	!		!	1 737		-11	·	- 11.	!		<u>!</u>	1	<u>. </u>	"	!	***					<u> </u>		<u>.</u>	~	本人印	*
																								の印	決裁者	決
																										裁
																									備	
																									娏	

第八号様式の三の次に次の一様式を加える。	山 梨 県 公 報 第二千六百八十四号 平成二十九年三月三十日
	 二七つ

(注)		-															*		連続す			9	要イグス	*	<u>×</u>	能 8	
「介護	争	年	平	年	年	年	年	年	年	年	平	年	平	年				平	きする3			の対象	要介護者に関する事項		(※印の欄は職員が記入又は押印する。	第8号様式の4 (第16条の3関係)	
ぎが必要	,													,				Д	8年の期間		w w	- 1	選	i	は職員	.04(
となっ	Д	H	Д	月	Я	A	Д	Я	Я	月	A	H	H	Я	年				期間		介護が必要	同・男	続	A	動記	第16多	
と時期」	H H	日から	出	日から	田光	日から	出光	日から	出	日から	がギロ	日から	リギに	日から	月			日から			必要と	別居	校	名	1XX	€ <i>0</i> 3₿	
が請求	\frac{\alpha}{\alpha}		プログ	\Box	グログ		\frac{1}{\infty}	\Box	\frac{\partial}{\partial} \frac{\partial}{\partial} \frac{\partial}{\partial} \frac{\partial}{\partial} \qquad \qquad \	П		\Box			Ш	丰				平	なっ				排印	察)	
を行う問	その他	毎日	コその他	1年日]その他	毎日]その他	日毎[]その他	日毎[口その他	日毎[コその他	毎日		* 0		年		Я	た時期	口同居			する。		
\$から相			<u> </u>				(の期		用		Ш	H	т#п			<u> </u>		
「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、	\smile)		$\overline{}$))))			픨		H H				□別居					
ごあるこ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				Ÿ				щи					
トコキィ	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	帮							がし、	製る	<u> </u>		⇒	
こり特定	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時 分	時分	時分	三							が対める	要介護者の状態及が目体的な介	> u# ++		護	
できない	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時								19,0	の状態をなる) 		=	
場合に	分	\(\)	3	\$	分	分	3	\$	分	9	分	分	53	分			>%						7 500	<u></u>		願 簿	
	. '	Ĥ H	Ι.	年日	Ι.	角田	Ι.	角田	Ι.	Ĥ H	Ι.	用	Ι.	角田	年月	罪	*								١.		
日又は月の		<u> </u>	1		ı		1	ш	1	Ξ	l	Ξ		Ξ	Ш	*	*									(所属	
																人印	<u>**</u>										
記載を省略することができる。	□不承認	□承認	口不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	□不承認	□承認	可否	承認の											
よろが	悶		蓉		認		認		と		悶		認		_											(職)	
いなる。															の印	決裁者	決										
																	裁									(F)	
																										(氏名)	
																備											
																批											
																									(国)	(解)	

*		請求の期間		計	本人印 承認の	の決裁者	XX	備光
	年	Ш	時間	月日	可否			
年	Я	日から口毎日	平	Ř.	□承認	\dashv		
年	Я	まで口そ	時 分~ 時	十 月 日	□不承認	認		
年	·	日から 口毎日	午前 時分~ 時分	À II	□承認	50		
年	Д	日まで口その他()	午後 時分~時分	† 1	□不承認	認		
丰	Я	日から 口毎日	午前 時分~ 時分	Ĥ II	□承認	50		
年	Я	日まで口その他()	午後 時分~ 時分		口不承認	(認		
年	Я	日から □毎日	午前 時分~ 時分		□承認	, i		
年	月	日まで口その他()	午後 時分~ 時分	+ 7	□不承認	認		
年	Я	日から 口毎日	午前 時分~ 時分	年田	□承認	ĵ,		
年	月	日まで口その他()	午後 時分~ 時分	Т	口不承認	《認		
年	月	日から 口毎日	午前 時分~ 時分	Ĥ H	□承認	90		
年	月	日まで口その他()	午後 時分~時分	+ 7	□不承認	認		
年	月	日から口毎日	午前 時分~ 時分	н	□承認	70		
年	Я	日まで口その他()	午後 時分~ 時分	+	□不承認	関		
中	月	日から 口毎日	午前 時 分~ 時 分	年 日 日	□承認	7-		
年	月	日まで口その他()	午後 時分~ 時分	+	□不承認	認		
年	Д	日から口毎日	午前 時分~ 時分	在 H	□承認	,-		
年	月	日まで口その他()	午後 時分~ 時分	† £	□不承認	一种心		
年	Я	日から口毎日	午前 時 分~ 時 分	年日	□承認	,-		
年	Я	日まで口その他()	午後 時分~ 時分	+	口不承認	视		
年	月	日から口毎日	午前 時分~ 時分	年日	□承認	,-		
年	月	日まで口その他()	午後 時分~ 時分	+	□不承認	認		
丰	月	日から 口毎日	午前 時分~ 時分	日子	□承認			
年	月	日まで口その他()	午後 時分~ 時分	† † 	□不承認	認		
丰	月	日から口毎日	午前 時 分~ 時 分	H H	□承認			
角	Д	日まで口その街()	午後 時分~時分	+	□不承認	認		

年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	平	年	中	年	年	年	伞	年	中	年	年	年	年	
且	Д	Я	Я	Я	Я	Я	Щ	Я	Д	Я	Д	Я	Я	Я	Д	Я	Я	Я	Я	Я	Я	月	Щ	Я	Д	Л	全
で ま 日	日から	日まな	日から	がまま	日から	がま日	日から	はまる	日から	がま田	日から	まる	日から	日また	日から	日まで	日から	日まで	日から	日また	日から	出まな	日から	がま日	日から	ш	休暇の取消し等の期間
午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前		午前	午後			午前		午前	午後	午前		午前	午後	午前		午前		午前		一等の期間
郡 2	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	時 5	44.000	時 5	5 帮	再 5	時 5	時 5	時 5	時 5	帮 5	時 5	時 5	時 5	馬 5	時 5	時 5	押	
分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	分~ 時	買	
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分		本人印
																										の印	刊 決裁者
									<u> </u>																		
																											VIII
																											•
				<u> </u>				<u> </u>		<u></u>		<u></u>		<u> </u>						<u></u>						L 国	Lui.

第九号様式中「祭16※93 羅索」を「終16※94 羅索」に改める。 大藤菜八零の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 中成二十九年三月三十日	平成 部1
1	
山梨県議会副令甲第二号 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十九年三月三十日 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年山梨県議会訓令甲第一号) 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年山梨県議会訓令甲第一号) 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年山梨県議会訓令甲第一号) 「上海奔込事である訓令を次のように定 が 明明 この訓令は、公布の日から施行する。	
-成二十九年三月三十日 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年山梨県議会議員の資産等の公開に関する規程(平成七年山梨県議会、職選所領及び選出所領 「上海茶」「上海茶」「「上海茶」」」を「「「上海茶」」」を「「「上海茶」」」」を「一次茶具がの」に、「「上海茶」」」を「「「」」」を「「「」」」」」」」」」。	山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を山梨県議会訓令甲第二号
(本)	める。
等の公開に関する規程(平成七年山梨等の公開に関する規程(平成七年山梨で一歳茶以供の」に、「上添茶」「	
250公開に関する規程(平成七年山梨で一歳茶八番の)に、 上海茶 「一歳茶八番の」に、 上海茶 「 」	1977・後次)後近りでであり、「門・一郎」の記録している。 山梨県議会議長
を「一意茶八線の」に、 上海茶 海が神	の公開に関する規程等の公開に関する#
ら施行する。 「本所でする。」	第三号様式中「茶式樂の」を「一般茶式樂の」に、「
海野(神) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
ら施行する。 温野福	
ら施行する。	
	係る利子所得及び配当所得

発行者

Щ 梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番